

# 保育の必要性の判断～公的保育契約 参考資料

# 第一次報告(抄)

## 1 これからの保育制度のあり方について

### (5) 今後の保育制度の姿 ―新たな保育の仕組み―

#### ① 保育の必要性等の判断

##### i) 基本的仕組み

市町村が、

- ・ 保育の必要性・量
- ・ 優先的に利用確保されるべき子ども(母子家庭、虐待等)かどうか

を判断する。

※ 保育の必要性・量について、受入先保育所の決定とは独立して判断を実施し、その旨の認定証明書を交付するとともに、認定者の登録管理、待機児童(認定を受けたにもかかわらず質の確保された公的保育が受けられていない者)に係る情報開示を行う仕組みとする。

→ 需要を明確化するとともに、客観的に必要性が判断された子どもについて、公的保育を受けることができる地位を付与する。(例外ない保育保障)

※ 保育所に応諾義務(正当な理由なく拒んではならない)と、優先的に利用確保されるべき子どもの優先受入義務を課す。

※ 母子家庭等については、優先的な利用確保その他配慮が必要である。

## ii) 判断基準の設定

保育対象範囲(短時間就労者、求職者等)、優先的に利用確保すべき子ども(母子家庭・虐待事例等)の基本的事項については国が基準を設定する。(その上で、地域の実情に応じた基準の設定を可能にする(人口減少地域における集団の中での子どもの成長機会の保障、きめ細かな判断基準等))

## iii) 判断基準の内容(保育対象範囲)

- 就労を理由とするものについては、以下のとおり整理する。
  - ・ 短時間就労者に対しても就労量に応じた必要量を判断する。
  - ・ 昼間の保育を基本としつつ、早朝・夜間など時間帯にかかわらず必要量を判断する。
  - ・ 求職者に対しても必要性を認める。
- 就労以外の事由(同居親族の介護、保護者の疾病・障害等、虐待事例等)についても保障する。
- 同居親族の有無を問わず必要性を認める。
- 専業主婦家庭に対しても一定量の一時預かりを保障する。

※ 優先的に利用確保すべき子ども(母子家庭、虐待事例等)に加え、需要が供給を上回る地域における対象者間(例：フルタイム勤務者と短時間勤務者)の優先度の判断の必要性の有無・方法等についてさらに検討する。

※ 短時間勤務者など定期的・短時間利用や、不定期的な利用について、フルタイム利用と受け皿を別とすることは、基本的に個々の事業者の判断と考えられるが、新たな給付類型を設けるかどうかさらに検討する。

※ 専業主婦家庭など不定期・一時的利用については、就労者など定期的利用とは、別の受け皿とすることを基本とし、一時預かりとして保障する。

※ 保護者が非就労である障害児については、障害者施策との関係も含め、さらに検討する。

※ 兄弟姉妹のいる場合に対する配慮について、ニーズを踏まえ、さらに検討する。

#### iv) 保障上限量

○ 利用者ごとに、保障上限量(時間)を、例えば週当たり2～3区分程度を月単位で判断する。

○ 働き方の見直しが同時に進められるべきであることを踏まえ、就労時間と通勤に要する時間、また、子どもの生活の連続性等に配慮した適切な保育を行う観点を考慮し、さらに検討する。

※ 当該時間を超える利用(超過勤務等に伴う利用)に対する財政支援のあり方についてはさらに検討する。

※ 保障上限量を超える利用に一定の支援を行う場合、働き方の見直しの観点も踏まえ、負担のあり方を併せて検討する。

#### v) 優先的に利用確保されるべき子どものための仕組み

○ 優先的に利用確保されるべき子ども(母子家庭・虐待事例等)については、市町村が保育の必要性・量の判断と併せ、優先度を判断する。

○ 保育所に、応諾義務(正当な理由なく利用を拒んではない)を課すとともに、優先的に利用確保されるべき子どもから、受入れを行う優先受入義務を課す。

○ 虐待事例など、保護者の自発的な利用申込みが期待できないケースについては、市町村が保育の利用申込みの勧奨等により意思決定を補佐するとともに、必要な場合は児童養護施設等への措置を実施する。（こうした市町村としての公的関与の中で、虐待事例等について、関係機関が連携する市町村の支援のネットワークに適切につないでいく仕組みが必要である。）

※ 低所得者、障害などを理由に、事業者の不適切な選別により、サービス利用ができなくなることがないように、公正な選考を保障する仕組みについて、さらに検討。

※ 優先的に利用確保されるべき子どもが緊急的に生じた場合の受け皿の確保策についてさらに検討。

#### vi)「欠ける」という用語の見直し

「保育に欠ける」という用語について、例えば「保育を必要とする」など、今後の保育制度の姿にふさわしいものに見直すこととする。

## ② 保育の提供の仕組み

### i) 利用保障の基本的仕組み

- 客観的に必要性が判断された子どもについて、公的保育を受けることができる地位を付与する。(例外ない質の確保された公的保育の保障)
- 市町村に、保育を必要とする子どもに質の確保された公的保育が着実に保障されるための実施責務(以下の内容)を法制度上課す。
  - ア) 客観的に保育の必要性が判断された子どもについて、質の確保された公的保育を受けることができる地位を付与(例外ない質の確保された公的保育の保障)。
  - イ) 質の確保された公的保育の提供体制確保責務(保育の必要性の認定を受ける子ども数を勘案し、整備計画の策定・実行等を通じ、着実に質の確保された公的保育を保障しうるだけの地域の提供基盤を速やかに整備すべき責務。また、最低基準・保育指針等に係る指導・監督、研修の実施等)
  - ウ) 利用支援責務(利用調整、利用者と保育所における円滑な公的保育契約の締結及び履行に関する支援)
  - エ) 保育の費用の支払い義務

### ii) 利用方式

市町村が、利用者と保育所に対し、上記ア)～エ)の公的責任を果たす三者の枠組みの中で、利用者が保育所と公的保育契約を結び、より向合う関係にする。【新たな三者関係】

※ 利用者の保育所への申込み手続や、保育所の募集・選考等の円滑・公平な実施のため、市町村の関与や、第三者も含めたコーディネート等の仕組みについてさらに検討する。

### iii) 利用者の手続負担や保育所の事務負担に対する配慮

利用者の申込み手続や、事業者の募集・選考等の円滑・公平な実施のため、市町村の一定の関与(利用調整等)や、第三者によるコーディネートの仕組みについて、さらに検討する。

# 現行の保育サービスの必要性の判断基準

## （「保育に欠ける」判断の仕組み①－政令による基準）

○ 市町村が、保育の実施義務を負う対象である「保育に欠ける」児童であるか否かの判断については、「政令で定める基準」に従い、「条例で定める事由」によることとされている。

○ 「政令で定める基準」としては、  
以下のいずれかに該当

±  
保護者と同居親族等が児童の保育ができない場合とされている。

《保護者の置かれている状況に関する要件》

- ① 昼間労働することを常態
- ② 同居親族の介護

《保護者の心身の状況に関する要件》

- ③ 妊娠中又は出産直後
- ④ 疾病、負傷、又は心身の障害

《その他》

- ⑤ 災害復旧時
- ⑥ その他（「前各号に類する状態」）

## ◎ 児童福祉法施行令（昭和22年法律第164号）

第二十七条 法第二十四条第一項の規定による保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- 一 昼間労働することを常態としていること。
- 二 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- 三 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- 四 同居の親族を常時介護していること。
- 五 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- 六 前各号に類する状態にあること。

## （「保育に欠ける」判断の仕組み②—条例による基準）

○ 各市町村においては、「政令で定める基準」に従い、「条例で定める」事由により、「保育に欠ける」児童であるか否かを判断するが、政令とほぼ同内容の条例準則のほか、以下の事項について、個別に通知で解釈を提示している。

- ① 求職中でも入所申込みが可能【平成12年通知】
- ② 下の子の育児休業取得に際しての上の子の取扱いについては、  
「次年度に小学校入学であるなど入所児童の環境の変化に留意する必要がある場合」、  
「発達上環境の変化が好ましくない場合」は、継続入所で差し支えない。【平成14年通知】
- ③ 母子家庭及び父子家庭については、優先的に取扱うこと。【平成15年通知】※「母子及び寡婦福祉法」で規定
- ④ 虐待防止の観点から、保育の実施が必要な児童については、優先的に取扱うこと。【平成16年通知】※「児童虐待の防止に関する法律」で規定

○ 実際の判断基準となる各市町村の条例を見ると、おおむね以下の傾向が見られる。

### 《都市部（待機児童の多い市町村）》

- ・ 相対的に詳細かつ厳格な内容。
- ・ ①政令各号で明記する事由（就労／妊娠・出産／（養育者の）疾病・障害／同居親族介護）により基本的な優先度を決定し、②同優先ランク内の調整指数として、その他の事由（母子家庭、虐待等）を用いる構造となっておりところが多い。

### 《その他（待機児童の少ない市町村）》

- ・ 相対的に大括りで幅広く認めることが可能な内容
- ・ 政令各号で明記されていない事由（母子家庭、虐待等）については、条例においても明記されていないところが多い。

# 入所基準(条例)の実例①(神奈川県横浜市)

《人口365万人(平成20年9月1日現在)、待機児童707人(平成20年4月1日現在)》

## 5 保育所の入所選考基準

| (基準の考え方)                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                              | その他の世帯状況                                                                                                                                                                                                                                     |  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| ＊ランクは、ＡＢＣＤＥＦＧの順に入所の順位が高いものとします。<br>＊お父さん、お母さんがランクが異なる場合は、順位の低いランクを適用します。<br>＊同居している祖父母が65歳未満の場合、保育可能な方とみなします。その場合、保育できない事を証明する診断書等を提出することが必要です。<br>＊障害児・児童福祉の観点から保育に欠ける児童については、この選考基準を基に別途に選考します。<br>＊選考に当たっては、保育が必要な理由別の下記の「ランク表」に基づきＡ～Ｇの順に区分し「その他の世帯状況」とともに総合的に保育に欠ける程度を判定し、入所承諾の順位を判断します。 |                                                                                                                                                                              | <b>【ランクアップ項目】</b><br>①から④は各項目1ランクずつ、⑤は2ランク、最高で2ランクまでアップします。<br>※左記「9ひとり親世帯等」が適用される場合は、<br>①ひとり親世帯等<br>②生活保護世帯<br>③生計中心者の失業<br>④横浜保育室・家庭保育福祉員・認可乳児保育所の卒園児（卒園時に育児休業をとっており、育児休業明けで認可保育所へ申込み場合も含む）<br>⑤育児のため退所し、再入所する場合<br>①～⑤は優先順位ではありません。      |  |
| お父さん、お母さん（※1）が保育できない理由、状況                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                              | <b>【同一ランクで並んだ場合の選考】</b><br>同一ランクで並んだ場合は以下の状況を調整指数により、選考します。（裏面参照）<br>①市内在住<br>②保育の代替手段<br>子育て支援者となる同居親族の有無など<br>③世帯の状況<br>被介護者の有無など<br>④就労状況<br>夜勤を伴う変則勤務の有無など<br>⑤ひとり親世帯等<br>⑥きょうだいの状況<br>きょうだい同一施設入所や多子世帯など<br>⑦課税所得金額<br>①～⑦は優先順位ではありません。 |  |
| 1<br>居宅外労働<br>(外勤・居宅外<br>自営)                                                                                                                                                                                                                                                                 | 月20日以上かつ1日8時間以上、働いている。<br>月16日以上かつ1日7時間以上、働いている。<br>月16日以上かつ1日4時間以上7時間未満、働いている。<br>月16日以上かつ1日7時間以上の仕事に内定している。<br>月16日以上かつ1日4時間以上7時間未満の仕事に内定している。                             | A<br>B<br>C<br>D<br>E                                                                                                                                                                                                                        |  |
| 2<br>居宅内労働<br>(内勤・居宅内<br>自営)                                                                                                                                                                                                                                                                 | 月20日以上かつ1日8時間以上、働いている。<br>月16日以上かつ1日7時間以上、働いている。<br>月16日以上かつ1日4時間以上7時間未満、働いている。<br>月16日以上かつ1日7時間以上の仕事に内定している。<br>月16日以上かつ1日4時間以上7時間未満の仕事に内定している。                             | B<br>C<br>D<br>E<br>F                                                                                                                                                                                                                        |  |
| 3<br>産前産後                                                                                                                                                                                                                                                                                    | お母さんが出産又は出産予定日の前後各8週間の期間にあって、出産の準備又は休養を要する。                                                                                                                                  | D                                                                                                                                                                                                                                            |  |
| 4(1)<br>病欠・けが                                                                                                                                                                                                                                                                                | 入院または入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している場合。<br>通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合。<br>通院加療を行い、1日4時間、週4日以上安静が必要で保育が困難な場合。                                                                | A<br>B<br>E                                                                                                                                                                                                                                  |  |
| 4(2)<br>心身の障害                                                                                                                                                                                                                                                                                | 身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～3級、愛の手帳（療育手帳）の交付を受けていて、保育が常時困難な場合。<br>身体障害者手帳3級の交付を受けていて、保育が困難な場合。<br>身体障害者手帳4級の交付を受けていて、保育が困難な場合。                                                  | A<br>B<br>E                                                                                                                                                                                                                                  |  |
| 5<br>親族の介護                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 臥床者・重度心身障害者（児）の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、週5日以上かつ1日8時間以上保育が困難な場合。<br>病人や障害者（児）の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、週4日以上かつ1日7時間以上保育が困難な場合。<br>病人や障害者（児）の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、週4日以上かつ1日4時間以上保育が困難な場合。 | A<br>B<br>E                                                                                                                                                                                                                                  |  |
| 6<br>災害の復旧への従事                                                                                                                                                                                                                                                                               | 震災、風水害、火災その他の災害により自宅や近隣の復旧に当たっている。                                                                                                                                           | A                                                                                                                                                                                                                                            |  |
| 7<br>通学                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 就職に必要な技能習得のために職業訓練校、専門学校、大学などに通っている。                                                                                                                                         | D                                                                                                                                                                                                                                            |  |
| 8<br>求職中                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 求職中（入所期間は3か月です。その期間内に就職しないと退所になります。）                                                                                                                                         | G                                                                                                                                                                                                                                            |  |
| 9<br>ひとり親世帯等                                                                                                                                                                                                                                                                                 | ひとり親世帯等において、就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより、自立の促進が図られると福祉保健センター長が判断した場合。（求職中の入所期間は3か月です。その期間内に就職しないと退所になります。）                                                                          | A                                                                                                                                                                                                                                            |  |
| 10<br>その他                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 児童福祉の観点から、福祉保健センター長が特に保育に欠ける緊急度が高いと判断した場合。                                                                                                                                   | A<br>(※2)                                                                                                                                                                                                                                    |  |
| (※1) お父さん、お母さんがいない場合は、その他の保護者。<br>(※2) Aランクかつ2ランクアップ相当として選考します。                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                              |  |

## 6 入所選考基準が同一ランクでの調整指数一覧表

(平成20年1月改定)

※ 同一ランクで並んだ場合は、以下の項目に該当する場合に、調整指数としてそれぞれの項目に点数をつけます。  
 ※ この点数が高い方から順番に選考します。なお、調整指数の点数が高い方であってもランクの逆転はありません。

| 内容       |                                                                                     | 備考       |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 保育の代替手段  | 申込児童を65歳未満の親族に預けている                                                                 | -1       |
|          | 転園（転居を伴う場合及びきょうだい同時入所のための場合は除く、認定こども園からの転園は含む）                                      | -1       |
|          | 横浜保育室、家庭保育福祉員、認可乳児保育所の卒園児（卒園時に育児休業をとっており、育児休業明けで認可保育所へ申込み場合も含む）                     | 3        |
|          | 申込児童を[横浜保育室、家庭保育福祉員、認可保育所、認定こども園]以外へ有償で預けている（一時保育のみの利用は含まない）                        | 2        |
|          | 申込児童を横浜保育室、家庭保育福祉員へ預けている（一時保育のみの利用は含まない）                                            | 1        |
|          | 児童を職場で見ている                                                                          | -1       |
| 世帯の状況    | 児童が危険を伴う環境にいる                                                                       | 1        |
|          | 保育の代替手段に関して、上記以外の場合                                                                 | 0        |
|          | 保護者が身体障害者手帳1,2級・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳1,2,3級の二つに該当する場合またはそれと同程度の障害があると認められる心身障害者の場合 | 2        |
|          | 保護者が身体障害者手帳3級以下で保育に苦しく負担がかかる場合                                                      | 1        |
|          | 同居家庭内に身体障害者・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳を持っている者がいて介護している場合（当該児童又は保護者がこれらの手帳を持っている場合は除く）   | 1        |
|          | 同居家庭内に要介護1以上の認定者がいて介護している場合（在宅介護に限る）                                                | 1        |
| 市内在住     | 市外在住者（転入予定者は除く）                                                                     | -8       |
| 就労状況     | 単身赴任                                                                                | 1        |
|          | 両親共に夜勤を伴う変則勤務である世帯                                                                  | 1        |
|          | 居宅外自営業であるが、職場が自宅に併設している<br>勤務実績が1か月未満である世帯                                          | -1<br>-1 |
| ひとり親世帯等  | ひとり親世帯で65歳未満の同居親族がいない場合                                                             | 3        |
|          | ひとり親世帯で65歳未満の同居親族がいる場合                                                              | 1        |
| きょうだいの状況 | 元のランクが「9、ひとり親世帯等」で就労内定の場合                                                           | -2       |
|          | 元のランクが「9、ひとり親世帯等」で求職中の場合                                                            | -7       |
| きょうだいの状況 | 既にきょうだいが入所している場合（きょうだい同一の保育園に入園を希望する場合に限る。）                                         | 2        |
|          | 既にきょうだいが入所している場合、又はきょうだい同時に申込みをした場合                                                 | 1        |

### ＜同一ランク・同一調整指数で並んだときの選考＞

※同一ランク・同一調整指数で並んだときは、以下の順に考慮して選考します。

|   |                                                                                                   |
|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 類型間の優先順位(①～⑩の順)<br>①災害 ②疾病・障害 ③居宅外労働 ④介護 ⑤ひとり親等 ⑥居宅内労働 ⑦居宅外・内労働(内定) ⑧就学等 ⑨出産 ⑩求職中                 |
| 2 | 両親のうち一方が夜勤を伴う変則勤務である世帯                                                                            |
| 3 | 時間的・業務的抱え力の強さ                                                                                     |
| 4 | 保育の協力者の有無                                                                                         |
| 5 | 養育している小学生以下の子ども人数が多い世帯                                                                            |
| 6 | 経済的状況(課税所得金額)が低い世帯<br>ただし、4月1日入所は、前年の住民税額で判定する場合もあります<br>(勤務先からの交付が間に合わない等のやむを得ない場合を除き、証明がある者が優先) |

# 入所基準(条例)の実例②(北海道札幌市)

《人口189.8万人(平成20年8月1日現在)、待機児童271人(平成20年4月1日現在)》

## 保 育 所 入 所 選 考 基 準 表

札幌市 区

### 1.保育の実施基準

| 保 育 要 件 |                |                                  |                   |                | 基準指数      |     |     |
|---------|----------------|----------------------------------|-------------------|----------------|-----------|-----|-----|
|         |                |                                  |                   |                | 父         | 母   |     |
| 1       | 居宅外労働          |                                  |                   | 週5日以上          | 日中労働7時間以上 | 100 | 100 |
|         |                |                                  |                   | 日中労働4時間以上7時間未満 | 90        | 90  |     |
|         |                |                                  |                   | 週4日以上          | 日中労働7時間以上 | 90  | 90  |
|         |                |                                  |                   | 日中労働5時間以上7時間未満 | 80        | 80  |     |
|         |                |                                  |                   | 週3日以上          | 日中労働7時間以上 | 70  | 70  |
| その他     | 日中労働週あたり20時間以上 | 70                               | 70                |                |           |     |     |
| 2       | 居宅内労働          | 中心者                              | 自営                | 週5日以上          | 日中労働7時間以上 | 100 | 100 |
|         |                |                                  |                   | 日中労働4時間以上7時間未満 | 90        | 90  |     |
|         |                |                                  |                   | 週4日以上          | 日中労働7時間以上 | 90  | 90  |
|         |                |                                  |                   | 日中労働5時間以上7時間未満 | 80        | 80  |     |
|         |                |                                  |                   | 週3日以上          | 日中労働7時間以上 | 70  | 70  |
|         |                |                                  | その他               | 日中労働週あたり20時間以上 | 70        | 70  |     |
|         |                |                                  | 協力者               | 週5日以上          | 日中労働7時間以上 | 80  | 80  |
|         |                |                                  |                   | 日中労働4時間以上7時間未満 | 70        | 70  |     |
|         |                |                                  |                   | 週4日以上          | 日中労働7時間以上 | 70  | 70  |
|         |                |                                  |                   | 日中労働5時間以上7時間未満 | 60        | 60  |     |
|         |                | 週3日以上                            |                   | 日中労働7時間以上      | 50        | 50  |     |
|         |                | その他                              | 日中労働週あたり20時間以上    | 50             | 50        |     |     |
|         |                | 内職                               | 週5日以上             | 日中労働7時間以上      | 80        | 80  |     |
|         |                |                                  | 日中労働4時間以上7時間未満    | 70             | 70        |     |     |
|         |                |                                  | 週4日以上             | 日中労働7時間以上      | 70        | 70  |     |
|         |                |                                  | 日中労働5時間以上7時間未満    | 60             | 60        |     |     |
|         |                |                                  | 週3日以上             | 日中労働7時間以上      | 50        | 50  |     |
|         |                |                                  | その他               | 日中労働週あたり20時間以上 | 50        | 50  |     |
| 3       | 出産             |                                  | 出産予定日前1か月・出産月の翌月末 |                | —         | 100 |     |
| 4       | 疾病             |                                  | 入院                |                | 100       | 100 |     |
|         |                | 居宅内療養                            | 常時臥床              | 100            | 100       |     |     |
|         |                |                                  | 毎週通院加療を要する        | 70             | 70        |     |     |
|         |                |                                  | 上記以外の自宅療養         | 50             | 50        |     |     |
|         | 障がい            | 身体障害者1・2級、精神障害者1・2級、知的障害者A       |                   | 100            | 100       |     |     |
| 5       | 介護             | 病院等の付添い介護                        |                   | 100            | 100       |     |     |
|         |                | 自宅介護                             |                   | 70             | 70        |     |     |
| 6       | 災 害 復 旧        |                                  |                   |                | 100       | 100 |     |
| 7       | 前各項に類するもの      | 技能習得中・在学中                        |                   | 80             | 80        |     |     |
|         |                | 自立更生のための就労予定                     |                   | 70             | 70        |     |     |
|         |                | 心身障害児施設への通園児の付添いを要するため、他児童の保育が困難 |                   | 80             | 80        |     |     |
|         |                | 日本語習得学校へ通学中                      |                   | 50             | 50        |     |     |
|         |                | その他明らかに保育に欠けると認められる場合            |                   | 70             | 70        |     |     |
|         |                | 児童福祉法第26条第1項第4号に基づく通知を受理         |                   | 999            |           |     |     |

児童氏名

階層区分

### 2.保育の調整基準

|   |                            |                             |     |
|---|----------------------------|-----------------------------|-----|
| 1 | 世帯類型                       | ひとり親世帯                      | 110 |
|   |                            | 障がい者のいる世帯                   | 10  |
| 2 | 所得税及び市町村民税非課税世帯または所得税非課税世帯 |                             | 10  |
| 3 | 産休明け・育休明けによる入所の場合          | 兄弟・姉妹がすでに入所している場合           | 40  |
|   |                            | 産休明け・育休明けで兄弟・姉妹がすでに入所している場合 | 40  |
|   |                            | 産休明け・育休明けで兄弟・姉妹がすでに入所している場合 | 50  |
| 4 | 転園                         | 年度当初(4月及び5月)                | 10  |
|   |                            | 転居などによる通園困難                 | 20  |
|   |                            | 乳児園から幼児園に転園                 | 999 |

※ 4. 転園のうち「乳児園から幼児園に転園」を適用する場合は、  
実地基準、他の調整基準にかかわらず「999点」とする。

合計点数

# 入所基準(条例)の実例③(兵庫県神戸市)

《人口153.3万人(平成20年9月1日現在)、待機児童487人(平成20年4月1日現在)》

○児童福祉法第24条第1項の規定による事由を定める条例  
(昭和62年条例第57号)

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第24条第1項の規定による事由を定めるものとする。

(条例で定める事由)

第2条 法第24条第2項に規定する保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合において、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められるときに行うものとする。

- (1) 昼間に居宅外で労働することを常態としていること。
- (2) 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- (3) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- (4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (5) 長期にわたり疾病の状態にある同居の親族又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- (6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (7) 前各号に類する状態にあると市長が認める状態にあること。

附 則

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月31日条例第68号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

選考は

入所希望者が、保育所の受け入れ能力を上回るため全員入所できない場合は、原則として下記の優先順位に従って入所を決定します。(優先順位は主たる保育者の状況によります)下記の項目について、ご不明な点がございましたら、区役所保険福祉部「福祉事務所・支所」にご相談ください。

優先順位 1

主なもの

母子家庭または父子家庭で、居宅外で仕事をしている等、児童を保育できない場合  
居宅外で保護者が常勤で、児童を保育できない場合  
保護者が重度の障害のため、児童を保育できない場合  
重度の障害を有する同居親族の常時介護等が必要で、児童を保育できない場合

優先順位 2

主なもの

自営の中心者で、昼間居宅内で常に児童と離れて仕事をしていて、児童を保育できない場合  
居宅外でパート、非常勤の勤務(原則として、昼間4時間以上、月16日以上)をしていて、児童を保育できない場合  
保護者が中程度の障害または病気入院のため、児童を保育できない場合  
長期にわたり疾病の状態にある同居親族を有し、家庭で常時介護しているため、児童を保育できない場合

優先順位 3

主なもの

自営の専従者で、昼間居宅内で児童と離れて仕事をしている場合または内職をしているため、児童を保育できない場合  
保護者が出産前後(概ね8週間)のため、または病気で自宅療養中のため児童を保育できない場合

# 入所基準(条例)の実例④(山口県山口市)

## 《人口19.1万人(平成20年9月1日現在)》

### ○山口市保育の実施に関する条例

(平成17年条例第95号)

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第1項の規定に基づき、保育の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(保育の実施基準)

第2条 保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- (1) 昼間に居宅外で労働することを常態としてしていること。
- (2) 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としてしていること。
- (3) 妊娠中であるか、又は出産後間がないこと。

(4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。

(5) 長期にわたり疾病の状態にある、又は精神若しくは身体に障害を有する同居の家族を常時介護していること。

(6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。

(7) 市長が認める前各号に類する状態にあること。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、申込手続その他保育の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

別表

保育園入園選考点数表

社会福祉課

| 類型     | 細目          | 点数     | 必要書類                                                                  |
|--------|-------------|--------|-----------------------------------------------------------------------|
|        |             |        |                                                                       |
| 家庭外労働  | 週3日以上用者の農林業 | 8 時間以上 | ①前年度源泉徴収票<br>(確定申告をした時はその写し)<br>②①より勤務先が確認できない時は勤務証明書                 |
|        |             | 5 時間以上 |                                                                       |
|        |             | 3 時間以上 |                                                                       |
|        |             | 3 時間未満 |                                                                       |
|        |             | 3 時間未満 |                                                                       |
|        | 田畑林業        | 1町以上   | ①自営業等就労証明書<br>(2名以上従事の場合は主たる従事者の1/2)                                  |
|        |             | 5反以上   |                                                                       |
|        |             | 5反未満   |                                                                       |
|        |             | 10町以上  |                                                                       |
|        |             | 10町未満  |                                                                       |
| 家庭内労働  | 自営業         | 従事者    | ①前年度源泉徴収票<br>(確定申告をした時はその写し)<br>②自営業等就労証明書                            |
|        |             | 家族従事者  |                                                                       |
|        |             | 3人目以上  |                                                                       |
|        |             | 家族従事者  |                                                                       |
|        |             | 5      |                                                                       |
|        | 内職          | 4 時間以上 | ①内職証明書                                                                |
|        |             | 4 時間未満 |                                                                       |
|        |             | 2      |                                                                       |
|        |             | 2      |                                                                       |
|        |             | 2      |                                                                       |
| 出産     | 入院          | 1か月以上  | ①母子手帳の写し                                                              |
|        |             | 週3回以上  |                                                                       |
|        |             | 週3回未満  |                                                                       |
|        |             | 週3回未満  |                                                                       |
|        |             | 週3回未満  |                                                                       |
|        | 精神症         | 育児不能の時 | 医師の診断書または状況を証明するもの                                                    |
|        |             | 常時寝たきり |                                                                       |
|        |             | 常時寝たきり |                                                                       |
|        |             | その他    |                                                                       |
|        |             | その他    |                                                                       |
| 保護者疾病等 | 自宅療養        | 1級・2級  | ①身体障害者手帳・療育手帳の写し<br>または医師の診断書                                         |
|        |             | 3級     |                                                                       |
|        |             | 4級以下   |                                                                       |
|        |             | 5      |                                                                       |
|        |             | 5      |                                                                       |
|        | 身体障害者等      | 1ヶ月以上  | ①身体障害者手帳の写しまたは療育手帳の写し<br>または医師の診断書<br>(ただし家庭内介護のうち、満80歳以上の高齢者介護は書類不要) |
|        |             | 週3回以上  |                                                                       |
|        |             | 週3回未満  |                                                                       |
|        |             | 常時寝たきり |                                                                       |
|        |             | 常時寝たきり |                                                                       |
| 病人の看護等 | 家庭内介護       | 障害者介護  | ①災害状況を証明するもの                                                          |
|        |             | 高齢者介護  |                                                                       |
|        |             | その他    |                                                                       |
|        |             | 2      |                                                                       |
|        |             | 2      |                                                                       |
|        | 入院付添        | 1ヶ月以上  | ①災害状況を証明するもの                                                          |
|        |             | 週3回以上  |                                                                       |
|        |             | 週3回未満  |                                                                       |
|        |             | 週3回未満  |                                                                       |
|        |             | 週3回未満  |                                                                       |
| 災害復旧   | 学校通学・職業訓練等  | 10     | ①在学証明書・学生書                                                            |
|        |             | 10     |                                                                       |
|        |             | 10     |                                                                       |
|        |             | 10     |                                                                       |
|        |             | 10     |                                                                       |
|        | 通信教育の受講など   | 1      | ①受講証明書または状況を証するもの                                                     |
|        |             | 1      |                                                                       |
|        |             | 1      |                                                                       |
|        |             | 1      |                                                                       |
|        |             | 1      |                                                                       |
| 資格取得   | 高年齢者        | 75才以上  | ①民生委員さんの証明                                                            |
|        |             | 70才以上  |                                                                       |
|        |             | 6      |                                                                       |
|        |             | 6      |                                                                       |
|        |             | 6      |                                                                       |
|        | その他         | 7      | ①民生委員さんの証明                                                            |
|        |             | 7      |                                                                       |
|        |             | 7      |                                                                       |
|        |             | 7      |                                                                       |
|        |             | 7      |                                                                       |

入所基準(条例)の実例⑤(福井県小浜市)

《人口3. 2万人(平成20年8月1日現在)》

# 入所基準(条例)の実例⑥(鹿児島県さつま町)

《人口2.4万人(平成20年8月1日現在)》

## ○さつま町保育所の保育の実施に関する条例 (平成17年条例第96号)

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第1項の規定に基づき、さつま町保育所の保育の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(保育の実施基準)

第2条 保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

(1) 居宅外で労働することを常態として  
いること。

(2) 居宅内で当該児童と離れて日常の家事  
以外の労働をすることを常態としているこ  
と。

(3) 妊娠中であるか又は出産後間がないこ  
と。

(4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精  
神若しくは身体に障害を有していること。

(5) 長期にわたり疾病の状態にある又は精  
神若しくは身体に障害を有する同居の親  
族を常時介護していること。

(6) 震災、風水害、火災その他の災害の復  
旧に当たっていること。

(7) 町長が認める前各号に類する状態にあ  
ること。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、申込手  
続その他保育の実施に関し必要な事項は、  
町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年3月22日から施行する。